

令和3年2月18日

平塚市監査委員 高梨 秀美  
同 井澤 郁人  
同 黒部 栄三  
同 府川 正明

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象課  
福祉部 高齢福祉課（対象団体：公益財団法人平塚市生きがい事業団）
- 2 監査実施日  
令和2年10月22日
- 3 監査結果の公表日  
令和2年11月24日（平塚市監査委員公表第9号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 予算流用における決裁文書中、公益財団法人平塚市生きがい事業団財務規程に定められた職位までの押印がされていない文書が散見された。 今後は、改めて財務規程を確認の上、適正な事務の執行に努められたい。	(1) 令和元年度の処理において、規程に定められた職位までの押印をしていなかったことから、今後は財務規程に則り、適正な事務を行っていく旨、(公財)平塚市生きがい事業団より令和2年12月4日付で報告書を受領しました。 なお、今回の案件につきましては、令和3年3月に開催予定の定例理事会で報告をすることです。

- 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
- 1 監査実施対象施設

平塚市余熱利用施設、湘南ひらつかビーチセンター

2 監査実施日

令和2年10月22日

3 監査結果の公表日

令和2年11月24日（平塚市監査委員公表第10号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

対象部課：福祉部 福祉総務課

指定管理者：ひらつか健康福祉パートナーズ

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 事業計画書において、指定管理業務（業務内容説明書で指示されている範囲の業務）を自主事業とする記載誤りがあった。 今後は、指定管理者制度の趣旨に鑑み、市が事業計画書を受領する際は、記載内容を精査・確認し、指定管理業務と自主事業との区別を明確にするなど、正確な書類作成に努められたい。	(1) 自主事業の定義を再確認し、指定管理者へ事業計画書の記載を訂正するよう指示しました。 また、事業計画書の提出を受けた際は、記載内容を十分精査・確認した上で受領するとともに、混同しやすい指定管理業務と自主事業を明確に区別できるような業務内容説明書の作成を制度主管課とともに検討してまいります。

対象部課：都市整備部 みどり公園・水辺課

指定管理者：平塚海岸魅力促進共同事業体

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 基本協定書に定められた期限までに、指定管理料の請求行為が行われず、管理できていない事案が散見された。 今後は、基本協定書第34条第5項の規定を遵守し、毎月末日後10日以内に指定管理料を請求するよう、適正な手続きを実施されたい。	(1) 当課と指定管理者にて基本協定書の内容を確認し、毎月末日後10日以内に指定管理料を請求することについて両方で再認識いたしました。 今後は、基本協定書の内容を遵守し、適正な事務手続きを実施いたします。

以上